

議案第72号

財産を無償で譲渡すること（県営住宅庄内団地）について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成30年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	西伯郡大山町高田判形場1287番地 1	1,245.00平方メートル
建 物	西伯郡大山町高田判形場1287番地 1	1棟（4戸） 200.16平方メートル

2 相手方

西伯郡大山町御来屋328番地

大 山 町

3 理 由

県営住宅庄内団地は、既に大山町で管理代行制度を導入し、実態として町営住宅と同様の管理を行っているものであり、このたび正式に町営住宅とし、引き続き町で管理してもらうため、大山町に無償で譲渡するものである。